

各委員から事前に提出された論点

第1 情報連携基盤WG（の委員）から提起された論点

1 情報保有機関間のデータ伝送方式について

○照会先情報保有機関から照会元情報保有機関への個人情報の回答方式としては、情報連携基盤を通さずに直接回答する方式も考えることができる。当該方式を採用することについて個人情報保護上の問題はあ
るのか。（佐々木座長）

→ 資料5 参照。

2 マイ・ポータルについて

○マイ・ポータル運営機関で認証用シリアル番号を保持するにあたって個人情報保護上の問題はあ
るのか。（佐々木座長）

→ 資料3-2、3-3 参照。

○マイ・ポータルの利用が難しい者への対応として、代理人制度を検討することとしてはどうか。（吉丸委員）

3 本人同意について

○本人同意について、以下の項目についてどのようなことが考えられるか。
（吉丸委員）

- ・ 同意が必要となる情報について
- ・ 本人同意の方法について

→ 「社会保障・税に関わる番号制度における個人情報保護方策について要綱に盛り込むべき事項」の第2の1（2）に「対象となる個人情報のうち、あらかじめ本人の同意を得て情報連携する必要がある個人情報については、その旨法律又は法律の授權に基づく政省令に記載する」こととなっている。

4 災害発生時の措置

○災害発生時の個人情報の取扱いについては、目的外利用・提供等の制限等などの例外を設けるべきではないか。（實川委員）

→ 「社会保障・税に関わる番号制度における個人情報保護方策について要綱に盛り込むべき事項」の第2の1（3）に「著しく異常かつ激甚な非常災害への対応など特別の理由がある場合、…第三者機関の許可を受ければ、情報連携基盤を通じた情報連携ができる」こととなっている。

第2 個人情報保護WG（の委員）から提起された論点

1 システムにおける情報セキュリティ対策について

○システムの利便性と個人情報保護の観点を考慮して、どのような情報セキュリティ対策が考えられるのか。例えば、外部からの攻撃に対するセキュリティ対策や、インシデントレスポンスについてどのような対策が考えられるのか。また、個人情報保護のための技術的対応策が、コストや利便性の面からも過不足ないものになっているかどうかについては、どういう議論を行ってきたのか。（小向委員）

第3 その他

1 「番号」の券面記載について

○ＩＣカードの活用の一つに本人確認書類として用いる場合が想定されるが、個人情報保護の観点から、「番号」の保管制限が必要であると考えられる。そのため、「番号」の券面記載については、ＩＣカードの裏面に記載するなど、「番号」ができるだけ複写されない措置を検討してはどうか。また、他の技術的な措置はありえるか。（堀部座長）

2 ＩＣカードの利用方法について

○ＩＣカードの発券から配付までの手続き及びＩＣカードの利用方法について、具体的にどのようなことが想定されるか。（佐々木座長）
→ 資料6 参照。